

令和7年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金
支給審査及び申請相談等対応業務 委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給審査及び申請相談等対応業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、令和7年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給審査及び申請相談等対応業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を別添「令和7年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給審査及び申請相談等対応業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約の日から令和8年（2026年）9月30日までとする。

（委託料の限度額）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料等）

第5条 委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委託料の90パーセント以内の額を、概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式）を甲に提出しなければならない。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約金額の100分の10以上の額を納付する。

※免除する場合は変更。「甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。」

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業が終了したとき又は第19条若しくは第20条の規定によりこの契約が解除されたときは、委託事業の成果を記載した実績報告書を委託事業終了の日から

起算して 30 日以内に甲に提出しなければならない。この場合において、第 5 条第 2 項の規定による概算払を受けたときは、実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を添付するものとする。

（委託料の額の確定）

第 8 条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第 9 条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（現場責任者）

第 10 条 乙は、委託業務の履行に当たり、次の事項について、乙を代理して、乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任し、甲に届け出なければならない。また、変更する場合も同様とする。

- （1）委託業務を行う乙の従業員（臨時代替員を含む。以下「業務員」という。）の指揮監督及び業務処理
- （2）委託業務の履行に関する甲との業務連絡及び調整
- （3）その他この契約目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する指示等については、乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

（業務の報告）

第 11 条 乙は、委託業務を実施し、その結果を業務日誌により甲に報告するものとする。

（法律上の責任）

第 12 条 乙は、業務員に対し、労働関係法令等の規定に基づく雇用主及び使用者としてのすべての責任を負うものとする。

（規律維持）

第 13 条 乙は、業務員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び業務規律の維持に責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第 14 条 乙は、委託業務の履行に当たって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 15 条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条並びに茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の順守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を順守しなければならない。

(事務機等の使用)

第 16 条 甲は、委託業務の履行のため必要な事務機、電話機、電気及び電子計算機等を乙に無償で使用させるものとする。

(再委託の制限)

第 17 条 乙は、委託事務の達成のため、委託事務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 18 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第 54 条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(事情変更による解除)

第 19 条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、乙の同意を得てこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約違反による解除)

第 20 条 甲は、乙がこの契約を履行しないとき又はこの契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、契約の解除があったときは、前条第 2 項の規定を準用する。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、委託料の範囲内で直ちに損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託事業の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(従業員的身元保証等)

第 22 条 乙は、業務員の身元保証、健康管理及び就業に伴うすべての結果に関し、その責めを負わなければならない。

(契約内容の変更)

第 23 条 甲又は乙は、双方協議の上、この契約内容を変更することができる。

(協議)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 25 条 この契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

(甲) 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

(乙)

別記

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2 個人情報の秘密の保持

委託業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この委託契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

3 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 個人情報の適正管理

委託業務に関して知り得た個人情報について、外部への漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報について事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を処理するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 返還義務

委託業務を処理するために甲から引き渡され、または乙自らが収集し、もしくは作成された個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 業務員の監督

委託業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、委託業務以外に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

8 実地調査及び指示等

甲は、必要があると認められたときは、乙が、この委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況等について、随時実地に調査することができる。また、甲は、個人情報の適切な管理を確保するために、乙に対して指示を行い、又は報告もしくは資料の提出を求めることができる。

別紙様式

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

概 算 払 請 求 書

令和7年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給審査及び申請相談等対応業務委託契約書第5条第3項の規定に基づき概算払いを下記のとおり請求します。

記

- 1 委託料
- 2 概算払請求書
- 3 残額
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込口座

金融機関名	銀行			支店
預金の種類	1 普通	2 当座	3 その他 ()	
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

(第7条関係)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

所在地

団体名

代表者名

令和7年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金
支給審査及び申請相談等対応業務委託に係る実績報告書

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和6年度医療
機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給審査及び申請相談等対応業務委託契約書第7条
の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 精算書

区 分	金 額
契約額 (a)	円
概算払受領済額 (b)	円
年間所要額 (c)	円
過不足額 (c-b)	円
契約残額 (c-a)	円

2 受託事業に係る実績等

(1) 事業実績 (任意様式)

(2) 収支決算書 (任意様式)